



日本防災設備協同組合 ●東京都文京区本郷一丁目15番6号 電話 03-3813-9650(代)

URL <http://nichibou.main.jp/>

事務連絡 nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp

営業連絡 nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

7月度理事会の概要 1

情 報

◎日本経済新聞 5

- ・平成25年7月5日 新・防火「適マーク」来年秋から
- ・平成25年7月31日 スプリンクラー設置義務拡大へ

◎組合総会記念講演会（平成25年5月23日）
「税金セミナー」講師：小出絹恵税理士 6～12

事務局だより

- ・組合及び組合員情報 13
- ・共済制度について 13
- ・注文は今後も FAX で 13

7 月度理事会概要

開催日時： 平成25年7月18日（木）15時00～17時00分

開催場所： 文京シビックセンター3階 C会議室

文京区春日1-16-21

理事総数： 10人

出席理事数： 7人

議題内容

(1) 理事長挨拶

皆様お忙しい中、また、お暑い中、ご参集いただきありがとうございます。
ございます。それでは只今から、7月度理事会を開催します。

(2) 業務報告

① 事務局運営・渉外

- ・ 7月9日 正式加入の（株）ホーエー訪問（広江副理事長・岡野事務局長）
- ・ 7月12日（金）全国消防機器販売業協会主催消防関係団体情報交換会参加（永井副理事長・萩理事・岡野事務局長）

② 広報

防災組合ニュース7月10日号 発行。

③ 教育

- ・ 消防設備士受験準備講習会等を下半期に実施すべく計画している。
- ・ 次週、能美防災（株）に講師依頼に伺う予定。

④ 福利厚生・企画

9月19日（木） 屋形船懇親会の予定（「船清」予約済み）。

⑤ 財務

昨年度に比べ、財政収支は厳しい状況にあり、気を引き締めて行く。

⑥ 共同購買

売上・粗利共に厳しい状況にある。
共同購買事業への各位のご理解・ご協力を引き続きお願いする。
新規品目の取り扱い等を模索する。

⑦ 開発

特になし。

⑧ 研究部会

特になし。

⑨ 青年部会

11月、研修会（講習会）計画中。

⑩ 防排煙設備検討委員会

建築設計事務所関係者への講習会

日程：9月10日（火） 於・全水道会館会議室

実施に当たり、防排煙設備業界関係者の協力を得る。

組合員の参加も可とする。

⑪ 支部運営促進

9月19日（木）正副支部長合同会議に向け、各支部会の実施を要請した。

⑫ その他の事業

特になし。

(3) 議案の審議

第1号議案 諸行事について

- ・ 9月19日(木)
 - 午後1時30分～ 理事会
 - 3時30分～ 正副支部長合同会議
 - 6時 ～ 懇親会屋形船
- ・ 10月17～18日(木・金) 秋の研修旅行
- ・ 12月19日(木) ボウリング大会・忘年会
- ・ 平成26年1月16日(木) 新年賀詞交歓会

第2号議案 事務局夏季休暇 8月14～16日(水・木・金)

(4) その他

次回理事会 平成25年9月19日(木)

平成25年7月度業務報告

・月 日 (曜)	・内 容 等	・来局理事等
6月27日 (木)	6月度理事会 於 文京シビックセンター3階	A会議室
7月9日 (火)	業務決裁 新加入ホーエー (株) 訪問	・・・ 藤岡副理事長 (会社にて) ・・・ 広江副理事長 岡野事務局長
7月10日 (水)	「防災組合ニュース」発行	
7月11日 (木)	小出会計・経営診断	
7月12日 (金)	(一社) 全国消防機器販売業協会・情報交歓会 ・・・ 永井理事長・荻理事・岡野事務局長	
7月18日 (木)	7月度理事会 業務決裁	於 文京シビックセンター3階 C会議室 ・・・ 藤岡副理事長

2013. 7. 31 日 登

新・防火「適マーク」 来年秋から

昨年5月の広島県福山市のホテル火災を受け、総務省消防庁は4日、防火基準に適合した宿泊施設で掲示できる新しい全国統一マーク（適マーク、写真）を来年秋に導入する方針を決めた。同日の有識者検討会で図柄を公表、再発防止策をまとめた報告書案を示しおおむね了承された。

図柄は2003年に廃止された旧適マークとほぼ同じだが、青地に銀文字と金文字の2種類ある。銀文字は1年間有効で3年継続して取得すると、翌年から3年間有効の金文字のマークになる。フロントなどに掲示し、インターネットでも表示できる。



2013. 7. 31 日 登

スプリングクロー 設置義務拡大へ 障害者施設巡り検討 総務省消防庁の有識者

部会は30日、障害者施設
の防火対策を強化するた
めスプリングクローの設置
を義務付ける対象施設を
拡大する方向で検討を始
めた。本年度中に提言を
まとめる。障害者施設は
現在、延べ床面積275
平方メートル以上にスプリン
クローの設置義務がある。

平成 25 年 5 月 23 日 日本防災設備協同組合税金セミナー

相続・遺言コンサルタント 税理士・行政書士 小出絹恵

【相続税】

●相続税の基礎控除について、現行の「5,000 万円+1,000 万円×法定相続人数」が

⇒ 3,000 万円+600 万円×法定相続人数に引下げ（増税）（H27 年 1 月 1 日相続開始から適用、平成 26 年 12 月 31 日までに相続開始の場合は、申告が H27 年以後になっても旧法適用）

（事例 1）相続人が配偶者と子ども二人の場合

基礎控除額は 改正前 8,000 万円⇒ 改正後 4,800 万円

【改正前】

土地 240 m²×36 万円=8,640 万円（小規模宅地等の特例適用⇒1,728 万円）

住宅 1,000 万円

預貯金・株式 3,000 万円

遺産総額 12,640 万円 > 8,000 万円（基礎控除）相続税の申告必要

小規模宅地等の特例適用 ⇒ 5,728 万円 < 8,000 万円 申告をすれば相続税は 0 円に！

【改正後】

5,728 万円 > 4,800 万円（引き下げられた後の基礎控除額）

基礎控除額の縮減により相続財産（評価額）が基礎控除額を超えて相続税 928,000 円が発生

配偶者の税額軽減を利用すると⇒配偶者が法定相続分の相続で 相続税は 464,000 円

配偶者が全て相続すると 相続税は ゼロ円

ただし 二次相続で税額が増加することがあります。

◎二次相続の相続税負担も考えた上で一次相続の遺産分割を考える必要があります。

●小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例拡大（減税）

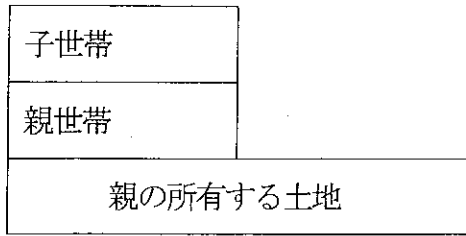
①居住用宅地の適用対象面積の上限を 330 m²（現行 240 m²）に拡大

②居住用宅地と事業用宅地（貸付事業用を除く）の完全併用が可能に

最大 居住用宅地 330 m²+事業用宅地 400 m²=730 m²まで 80%評価減

③一棟の二世帯住宅で構造上区分のあるものについて、被相続人及びその親族が各独立部分に居住していた場合には、その親族が相続又は遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等の被相続人及びその親族が居住していた部分に対応する部分が特例の対象に。

⇒2014 年以後は玄関も別で、家の中で行き来ができない完全独立型の二世帯住宅の子世帯分の敷地も対象に。



④老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、

イ) 被相続人に介護が必要なため入所したものであること

ロ) 当該家屋が貸付け等の用途に供されていないこと

の2つの要件が満たされる場合に限り、相続開始直前に被相続人の居住の用に供されていたものとして、特例が適用されることになりました。

(上記①と②は平成27年1月1日から、③と④は平成26年1月1日から適用)

●相続税の最高税率を「6億円超55%」の区分を設ける等、**最高税率50%から55%へ引き上げ**るとともに税率構造を見直し。税率区分2億円以下までは変更なし(平成27年1月1日から適用)

相続税の速算表

改正前			改正後		
区分	税率	控除額	区分	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円	3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円	2億円以下	40%	1,700万円
			3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	50%	4,200万円	6億円以下	50%	4,200万円
			6億円超	55%	7,200万円

●死亡保険金にかかる相続税の非課税措置は存続 $500 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

●相続税の未成年者控除額の引き上げ(減税)

現行 20歳までの1年につき6万円 ⇒ 改正後 10万円に

●相続税の障害者控除額の引き上げ(減税)

現行 85歳までの1年につき6万円（特別障害者については12万円）

改正後 85歳までの1年につき10万円（特別障害者については20万円）

【贈与税】

●教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の創設

子や孫（30歳未満に限る）の教育資金に充てるために、

直系尊属（両親や祖父母、曾祖父母）が

教育資金を拠出し、金融機関に信託や預け入れをした場合には、

子や孫一人当たり1,500万円まで贈与税が非課税になる制度ができました。

ただし、子や孫が30歳に達した日に残額があれば、残額に対して贈与税が課税されます。

平成25年4月1日～平成27年12月31日に行われる贈与が対象です。

○贈与者が死亡した場合の相続税の取扱い

相続開始前3年以内の贈与についての相続税の課税価額への加算の規定は適用しないものとされています。

○教育資金は、保育所の保育料、学校や専修学校、各種学校等に対して直接支払われる入学金、授業料、受験料、学校給食費など、学校等における教育に伴って必要な費用などです。文部科学省のホームページに掲載されています。

○学習塾、スイミングスクール、茶道など、塾や習い事の費用についても500万円を上限として、教育資金の一括贈与の対象となります。（学校等に対する分と合わせて、上限は1,500万円です）

●暦年贈与による贈与税の税率構造の見直しが行われています

1,000万円から1,500万円は5%減税

3,000万円超については、相続税の最高税率に合わせて55%にアップされています。

●両親や祖父母等の直系尊属から20歳以上の子や孫への贈与については、贈与税の税率が軽減されています。（平成27年1月1日以後の贈与分から適用）

贈与額が年間410万円（410万円－基礎控除額110万円＝300万円）を超えると、

軽減税率適用のメリットがあります。

●相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に下げるとともに、受贈者に孫を加える拡充措置（平成27年1月1日から適用）

60歳以上の両親、祖父母から⇒20歳以上の子や孫への贈与

相続税増税をうけての資産防衛対策

1 相続税対策（節税、納税資金準備）

① 相続税を減らす対策

○通常の贈与税暦年課税 110 万円を活用

両親や祖父母等の直系尊属から 20 歳以上の子や孫への贈与については、贈与税の税率が軽減されるので、この税率の軽減を使って、相続税の最低税率である 10%の税負担となる 520 万円の贈与を行うのも有効です。

例：祖父が孫へ 520 万円を贈与した場合

$$(520 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 20\% - 30 \text{ 万円} = 52 \text{ 万円} \leftarrow 520 \text{ 万円の } 10\%$$

相続税の税率は最低が 10% (1,000 万円以下) 最高は 55% (6 億円超)

○配偶者に対する居住用不動産の贈与税の非課税の活用

婚姻期間が 20 年以上の夫婦間で、居住用不動産又はその取得資金の贈与が行われた場合、基礎控除 110 万円のほかに最高 2,000 万円まで控除(配偶者控除)できるという特例

○直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税の活用

住宅取得等資金の贈与を受けた年に応じて、下記の金額を限度に非課税に

○小規模宅地等の特例の活用

② 相続税の納税資金の準備

○相続人に納税資金を準備させる。(収益物件を相続人に持たせる)

○売却する不動産を用意しておく(売却した場合は譲渡所得税がかかる。相続税の取得費加算)

○同族会社に売却する(会社が銀行借入れをして購入すれば利息は経費に。延納の利子税は必要経費にならない)

○延納、物納(準備しておかないと)

2 相続対策(相続のさせ方、もめない相続対策)

○日頃から、ご自分の想いを伝えておく

○遺言書を作成する(遺留分、相続税、譲渡所得税に注意)

○養子縁組をする

○生命保険の活用

3. 相続税対策の落とし穴

○借金をしてアパートを建てて相続対策⇒古くなって空室増⇒貸家建付地の評価減ができない

家賃収入が減って、返済に支障をきたす例も

【消費税】

消費税率

- ①平成26年4月1日～ 5% ⇒ 8% に
- ②平成27年10月1日～ 8% ⇒ 10% に

○消費税率アップに伴う経過措置

原則は、引き渡し日で税率が適用されますので、来年の4月1日以後の引き渡しの場合には税率が8%になるのですが、消費税率アップに伴う経過措置として、平成25年9月30日までに、建設工事や製造に係る請負契約やリース契約を締結した場合には、その引き渡しが平成26年4月1日以降になった場合であっても、消費税率は改正前の税率である5%が適用されます。

(建売住宅や分譲マンションは、請負契約ではないので、引き渡し日ベースで消費税率が決まり、原則として経過措置は適用されません。しかし、建売住宅や青田売りのマンションであっても、壁の色やドアの形状等の注文仕様の部分があれば請負の扱いになり、9月30日までの契約であれば経過措置の適用対象となります。)

5%の消費税率の適用を受けるためには、①平成25年9月30日までに契約か、②26年3月31日までに完成物件の引き渡し、のどちらかになります。

事業者の皆様にとっては、工事売上は消費税率5%で契約を結んだとしても、平成26年4月以後に発生する材料代や経費については、8%の消費税がかかることとなります。

【所得税】

●住宅ローン減税

平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長し、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年12月31日までに認定住宅(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)を取得した場合の最大控除額を500万円に、それ以外の住宅を取得した場合には400万円にそれぞれ拡充

<注意> この規定は、住宅の対価の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合に適用されるもので、経過措置を受けて税率が5%であった場合には、認定住宅で300万円、それ以外の住宅で200万円が上限になります。

○自己資金で認定住宅を取得した場合及び省エネ等の一定の住宅リフォームを行った場合の所得税の住宅投資減税について拡充

○個人住民税における住宅ローン控除について、平成26年4月1日から平成29年末までの間、控除限度額を最高9.75万円から13.65万円に拡充。ただし、上記<注意>は住民税の場合も同様

●所得税の最高税率の見直し(平成27年分以後の所得税に適用)

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について45%の税率を創設

●少人数私募債の利息が総合課税に

一般公社債等の利子等については、20%源泉分離課税がそのまま維持されるのですが、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものについては、総合課税の対象とされることになりました。

●上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)は、平成25年12月31日をもって廃止されます。

【法人税】

民間投資の喚起と雇用・所得の拡大

●中小法人の交際費課税の特例を拡充(中小法人の支出交際費を800万円まで全額損金算入に)

●雇用促進税制：労働分配(給与等支給)を一定以上増加させた場合、その増加額の10%の税額控除を可能とする所得拡大促進税制を創設するとともに、雇用促進税制を拡充し税額控除額を増加雇用者数一人当たり20万円から40万円に引上げ(中小企業等は当期末が前期末より従業員数2人増)
(平成23年4月1日~平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用)

(事業年度開始2カ月以内に職安に「雇用促進計画」の届出を行うことが必要)

●国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合に、機械装置の取得価額の30%の特別償却又は3%の税額控除ができる制度を創設

●中小企業等で指定事業(卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業)を営む青色申告法人が、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導や助言を受けて設備投資を行う場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度を創設

対象資産：器具備品(1台30万円以上)、建物付属設備(一の取得価額が60万円以上)

●研究開発税制の総額型の控除上限額を法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲に一定の共同研究等を追加(平成28年3月31日まで2年間延長)

小出絹恵税理士・行政書士事務所

世田谷区代沢5-36-11-2F

電話03-5486-9586

FAX03-5486-9596

E-mail : koide-kinue@tkcnf.or.jp

HP : <http://www.zeirishi-net.gr.jp/>

ホームページは小出絹恵で検索していただくと便利です

税制改正の適用開始時期一覧表

相続・遺言コンサルタント 税理士・行政書士 小出絹恵

平成25年(2013年)	平成26年(2014年)	平成27年(2015年)
4月1日	4月1日	1月1日
9月30日まで	1月1日以降 ○二世帯住宅にかかる居住用宅地等の適用要件緩和 ○老人ホームに入居した場合でも一定の条件を満たせば居住用宅地等の取扱い可	10月1日
	4月1日以降 ○消費税の税率が8%に	平成27年1月1日以後の相続より ○相続税の基礎控除が改正前の6割に減額 3,000万円+600万円×法定相続人数 ○小規模宅地の軽減の上限が居住用宅地330㎡と事業用宅地400㎡ 最大730㎡に適用面積が拡大 ○未成年者控除・障害者控除の増額 ○相続税の税率構造の見直し(最高税率55%に) ○贈与税の税率構造の見直し (20歳以上の子や孫への直系尊属からの贈与税の軽減) ○相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件引下げと、 受贈者に孫を加える拡充措置
		10月1日以降 ○消費税率10%へ

事務局だより

◎組合及び組合員情報

- 8月14日(水)～16日(金) 組合事務局夏休み。
- 9月10日(火) 日本防災設備協同組合主催「防排煙設備実務講習会」
建築設備家懇談会向けに実施します。(次頁案内書参照) *
- 9月19日(木) 正副支部長・理事合同会議(午後3時30分から)
「懇親会屋形船」(午後6時)
*本件については別途ご案内いたします。

○組合員代表者交替

(株)ワールド 前：佐藤勇夫 新：濱田克己

◎共済制度について

- 消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：
三井住友海上火災保険株式会社(代理店・株式会社サンリビング)と提携
しています。請負業者賠償責任保険・生産物(完成工事)賠償責任保険・
受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。
- 自動車共済制度：
関東自動車共済共同組合と提携しています。
- 団体傷害補償制度：
三井住友海上火災保険株式会社(代理店・株式会社サンリビング)と提携
しています。

◎ご注文は今後もFAXをお願いします。

組合員の皆様には、いつもFAXでご注文をいただき誠にありがとうございます。
ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、
ご注文は今後ともFAXをお願いいたします。